

千葉市国民保護計画の変更について

(平成19年5月変更)

<資料1>

第2編第1章第1 1 (2) ⑤「市国民保護対策本部長の代替職員」の表中(26ページの上段)

変更前			変更後	
代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
市長の職務を代理する 助役 の順序を定める規則において第1順位とされている 助役	市長の職務を代理する 助役 の順序を定める規則において第2順位とされている 助役	収入役	市長の職務を代理する 副市長 の順序を定める規則において第1順位とされている 副市長	市長の職務を代理する 副市長 の順序を定める規則において第2順位とされている 副市長

第2編第2章第2 1 (3)「市対策本部等の組織構成及び機能」の表中(54ページ)

変更前				変更後				
市国民保護対策本部				市国民保護対策本部				
本部員会議	本部長	市長	対策部 〔対策部長は()の者をもって充てる〕	本部長	市長	対策部 〔対策部長は()の者をもって充てる〕	…(略)…	
	副本部長	助役 収入役		副本部長	副市長		…(略)…	
	本部員	…(略)…		本部員	…(略)…		…(略)…	…(略)…
		副収入役			会計管理者			
本部派遣職員 〔法第28条第1項〕	関係機関から本部長が派遣を要請する者	…(略)…	本部派遣職員 〔法第28条第1項〕	関係機関から本部長が派遣を要請する者	…(略)…	…(略)…	…(略)…	
(略)	(略)	…(略)…	(略)	(略)	…(略)…	(略)	…(略)…	
消防本部・消防署				消防本部・消防署				